

あきたの園芸省エネ化支援事業

園芸に取り組む生産者の皆さんの省エネ化に向けた機器・資材の導入を支援します（補助率1/2以内）

電力削減

●電照設備のLED化

白熱球より82%、蛍光球より51%の電気使用量が削減可能です。

最新の黄色や緑色の防蛾LEDも省エネ（農薬代削減にも）につながります！



成果目標

電力削減20%以上

肥料削減

●自動かん水・施肥システムの導入

かん水養液システムなど点滴灌漑で施肥量の削減が可能です！

●局所施肥機器の導入

植溝や定植部への施肥で、施肥量20～30%削減が可能です！



成果目標

県・地域指標より肥料削減10%以上

燃料削減

●自動操舵システムの導入

精密作業により作業精度が向上し、作業時間が21%削減可能！



●被覆資材の導入、グレードアップ

内張等の導入で保温率アップにより燃油削減が可能！



●ヒートポンプの導入

熱利用の効率化（ハイブリッド運転等）で燃油使用量20～30%削減が可能です！



成果目標

燃料削減5%以上

あきたの園芸省エネ化支援事業実施要領（案）

第1 事業の趣旨

複合型生産構造への転換を進めているが、近年の電力、燃料、肥料等の高騰の影響から生産費が増大しており、園芸品目の生産コスト低減は喫緊の課題となっている。

このため、省エネ効果のある機械や資材の導入を支援し、生産費の縮減による農業所得の増加を図る。

第2 事業の種類

本事業は、第1の趣旨に即して生産コストの低減を図るため、次の1から3のメニューで構成し、各メニューの内容は別表に定めるとおりとする。

- 1 電力削減
- 2 燃料削減
- 3 肥料削減

第3 事業の実施期間

本事業の実施期間は、令和4年度～令和7年度とする。

第4 事業の実施基準等

1 事業実施主体

本事業の事業実施主体は 園芸品目に取り組む農業者とする。

2 成果目標

事業の成果目標は別表に定めるとおりとする。

3 補助対象等

補助対象とする機械・資材については、原則として次のとおりとし、メニュー別の詳細については、別表に定めるとおりとする。

- (1) 補助対象等の規模等は、事業実施計画の目標などそれぞれの目的に合致したものであって、過剰投資とならないよう、作型及び投資効率等を検討し、必要不可欠、かつ、必要最小限度のものとする。
- (2) 既存機械等を廃棄し、その代替として同種、同規模及び同効用の機械等の導入（いわゆる更新）は補助対象としない。また、リースで使用している機械等のリース期間満了等による導入についても補助対象としない。
- (3) 水稲と共用できる自動操舵システムについては、専ら園芸作物に使用すると認められる場合に補助対象とすることができるものとする。
- (4) LED化する電照設備の設置に当たり、電気設備が必要な場合は、敷地内に設置する受電設備以降を補助対象とする。

4 事業の着手

- (1) 事業実施主体による本事業の着手は、原則として、交付決定後に行うものとする。ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情により、交付決定前に事業の着手を行う場合は、交付決定前着手届を作成し、提出するものとする。
- (2) (1)のただし書きにより交付決定前に本事業の着手を行う場合、事業実施主体は、交付決定を受けるまでの間に生じたあらゆる損失について、自己の責めに帰することを了知の上で着手を行うものとする。

5 留意事項

- (1) 本事業の事業費は、事業実施地域及び事業の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとする。
- (2) 事業の実施に当たっては、入札や見積合わせ等により適正に事業を施行するものとする。

第5 事業の実施手続き

1 事業実施計画の作成

- (1) 本事業を実施しようとする事業実施主体は、事業実施計画を作成するものとする。
- (2) 事業実施計画の作成に当たっては、農業協同組合、市町村、地域振興局等、関係機関の助言を受けながら行うものとする。

2 事業実施計画の承認

- (1) 事業実施計画を作成した事業実施主体は、地域農業再生協議会長または市町村長に提出するものとする。
- (2) 地域農業再生協議会長または市町村長は、事業実施計画について必要な指導及び調整を行うとともに、事業実施計画とこれをまとめた年度別事業実施計画を作成し、地域振興局長に提出してその承認を受けるものとする。
- (3) 地域振興局長は、(2)により提出された年度別事業実施計画の内容を審査し、適当と認められる場合は承認するものとする。なお、承認後は、その内容を速やかに農林水産部長に報告するものとする。
- (4) 地域農業再生協議会長または市町村長は、地域振興局長の承認を受けた後、事業実施主体に事業実施計画の承認を通知するものとする。
- (5) 事業実施計画の変更手続きは、(1)～(4)に準じて行うものとする。

第6 助成措置

1 助成の実施

県は、予算の範囲内において、本事業の実施に要する経費について、次により補助金を交付するものとする。

(1) 補助率等

税（消費税及び地方消費税をいう。）抜事業費の2分の1以内とし、補助金額の千円未満の端数は切り捨てるものとする。

(2) 市町村による協調助成のガイドライン

市町村は、事業実施主体の初期投資と経営リスクの軽減を図るため、県と協調して助成を行うよう努めるものとする。

2 補助金の取扱い

(1) 補助金交付事務等の取扱いに関しては、秋田県財務規則及び秋田県農林水産部園芸振興課関係補助金等交付要綱に定めるとおりとする。

(2) 事業実施後に実施基準等を満たさないことが明らかになった場合は、補助金の返還を求めることができるものとする。ただし、やむを得ない事情があると認められる場合は、この限りではない。

第7 事業採択

事業の採択に当たっては、費用対効果の高いものから優先して採択するものとする。

第8 事業実施状況報告

- 1 事業実施主体は、当該年度における事業実施状況を、事業実施状況報告書により当該年度の翌年度の4月末日までに地域農業再生協議会長または市町村長に報告するものとし、目標達成されない場合は、理由書（任意様式）を提出するものとする。
- 2 1により報告を受けた地域農業再生協議会長または市町村長は、その内容を点検し、必要に応じて事業実施主体に改善指導を行うとともに、事業の目標に対して立ち遅れている場合には、改善計画を策定するなど目標達成に向けた措置を講じ、これを地域振興局長に報告するものとする。
- 3 地域農業再生協議会長または市町村長は、事業実施主体から提出された事業実施状況を取りまとめるうえ、当該年度の翌年度の5月末日までに地域振興局長に報告するものとする。
- 4 3により報告を受けた地域振興局長は、これを当該年度の翌年度の6月10日までに農林水産部長に報告するものとする。
- 5 地域振興局は、事業実施状況報告を分析し、より事業効果が高まるよう、関係する地域農業再生協議会長または市町村とともに事業実施主体の指導に努めるものとする。

第9 事業の推進指導体制

- 1 地域振興局は、関係する地域農業再生協議会長または市町村、関係農業機関・団体等と連携し、事業実施計画等の作成、本事業の実施、導入された機械・施設等の管理運営、目標達成に向けた取組及び事業実施後のフォローアップ等について、綿密な指導支援を行うものとする。
- 2 本事業の推進に当たっては、戦略作物の産地育成対策、担い手の育成対策及び他の補助・融資制度等と連携を図り、一体的に推進していくものとする。

第10 機械・施設等の管理運営

- 1 事業実施主体は、本事業によって整備した機械・施設等を事業実施計画に従って、適正に管理運営するものとする。
- 2 地域農業再生協議会長または市町村長は、本事業によって整備された機械・施設等が、事業実施計画に従って適正に管理運営されているか、事業実施後の管理運営や利用状況、事業効果を把握するとともに、事業が適切に推進されるよう事業実施主体を指導するものとする。
- 3 取得した財産を処分制限期間内に、施設等の移転、更新又は生産能力、利用規模もしくは利用方法等に影響を及ぼすと認められる変更を伴う増築、模様替え等を行う必要が生じたときは、あらかじめ、補助事業で取得した施設等の増改築（模様替え）届により、その旨を地域農業再生協議会長または市町村長を経由し、地域振興局長に報告しなければならない。

第11 その他

- 1 災害等にあった場合の財産処分の取扱いについて
本事業で助成を受けた機械や施設等が、気象災害や盗難、その他重大な事故等により亡失した場合は、遅滞なくその旨を地域農業再生協議会長または市町村長を経由し、地域振興局長に報告し、財産処分承認協議をしなければならない。
これらの事態が事業実施主体の責めに帰すべき事由により生じたものでないと判断できる場合、地域振興局長は、補助金の返還を免除することができるものとする。
ただし、事業実施主体の故意または重大な過失により生じたものと判断される場合は、交付した補助金を返還させるものとする。
- 2 事業実施主体の事故・疾病等により事業の継続が困難になった場合の財産処分の取扱いについて
本事業で助成を受けた事業実施主体が、事故・疾病等により事業の継続が困難になった場合、遅滞なくその旨を地域農業再生協議会長または市町村長を経由し、地域振興局長に報告しなければならない。この場合、地域振興局長は、事業実施主体に対し医師の診断書等の提出を求めるものとする。
なお、本事業で助成を受けた機械や施設等は、他の農業者等により、引き続き目的に沿った適切な管理が行われるよう努めるものとする。
やむを得ず目的外処分する場合は、交付した補助金を返還させるものとする。

- 3 この要領に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項が生じた場合は、別途農林水産部長と協議の上、決定するものとする。

第12 様式

本事業の様式は、次に掲げるとおりとする。

- 1 事業実施計画承認申請書（事業実施主体）（様式1—1）
- 2 年度別事業実施計画承認申請書（再生協または市町村）（様式1—2）
- 3 年度別事業実施計画承認通知書（地域振興局）（様式1—3）
- 4 年度別事業実施計画承認報告書（地域振興局）（様式1—4）
- 5 事業実施計画承認通知書（再生協または市町村）（様式1—5）
- 6 事業実施計画（様式2）
- 7 事業実施計画メニュー別削減計算シート（別紙様式1～3）
- 8 年度別事業実施計画書（様式3）
- 9 事業実施状況報告書（事業実施主体）（様式4—1）
- 10 事業実施状況報告書（再生協または市町村）（様式4—2）
- 11 事業実施状況報告書（地域振興局）（様式4—3）
- 12 事業実施状況（様式5）
- 13 事業実施状況（総括表）（様式6）

附則

この要領は令和5年1月20日から施行する。

この要領は令和5年12月25日から施行する。

この要領は令和7年2月17日から施行する。

この要領は令和7年12月 日から施行する。